

私立学校耐震改築事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地震による学校施設の倒壊被害を防ぎ、当該施設で学ぶ生徒の安全を確保するため、私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定により岩手県知事が所轄する私立の高等学校又は特別支援学校を設置している者（以下「設置者」という。）が建築物の耐震改築工事及び付帯工事を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金等交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象建築物)

第2 補助対象となる建築物は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内の私立の高等学校又は特別支援学校の建築物であること。
- (2) 設置者が所有する建築物であること。
- (3) 昭和56年6月1日以前に建築された建物であること。
- (4) 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文科科学大臣裁定）（以下「国交付要綱」という。）第2条第1項第2号に規定する耐震改築工事の補助対象となる用途に利用する建築物であること。

(補助対象事業の内容)

第3 補助対象となる事業は、国交付要綱第2条第1項第2号に規定する耐震改築工事に係る補助金交付決定を受けた事業とする。

(補助額等)

第4 補助対象経費、補助対象経費上限額、補助率及び補助額は別表第1のとおりとする。なお、一連の耐震改築工事及び付帯工事が複数年度にわたる場合、補助対象経費上限額は各年度の補助対象経費の合計額に適用することとし、各年度の補助対象経費上限額は、各年度の補助対象経費の合計額に占める当該年度の補助対象経費の割合を乗じて算出した額とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産処分)

第6 規則第8条第1項に規定する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間のとおりとする。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類は並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

別表第1（第4関係）

補助対象経費	補助対象経費上限額	補助率	補助額
国交付要綱第2条第1項第2号に規定する耐震改築工事の補助対象経費となった額以内の額	1 設置者当たり2億円	補助対象経費の1/6以内	補助対象経費（補助対象経費上限額を超える場合にあっては2億円）に補助率を乗じて得られた額以内の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	私立学校耐震改築事業費補助金 交付申請書 1 事業計画書	第1号	1部	別に定める。
		第2号	1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	私立学校耐震改築事業費補助金 変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書	第3号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
		第2号	1部	
規則第13条第1項の規定による書類	私立学校耐震改築事業費補助金 実績報告書 1 事業実績書	第4号	1部	別に定める。
		第2号	1部	